

調布市監査委員告示第 4 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 9 項の規定により、  
令和 7 年度第 3 回定期監査（工事監査）の結果を公表する。

令和 8 年 3 月 25 日

調布市監査委員 岩 倉 哲 二  
調布市監査委員 小 山 敦  
調布市監査委員 鈴 木 宗 貴

# 令和7年度第3回定期監査（工事監査）結果報告書

## 第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査

## 第2 監査の対象

### 1 工事件名

令和7年度市道C20号線電線共同溝整備工事

### 2 所管課

事業及び工事所管課 都市整備部道路管理課

契約所管課 総務部契約課

### 3 工事概要

- (1) 工事場所 調布市染地2丁目39番地先から3丁目1番地先まで
- (2) 工期 令和7年6月4日から令和8年3月26日まで
- (3) 契約金額 117,523,890円（税込）
- (4) 受注者 株式会社光匠
- (5) 工事内容 当該工事箇所は、桜堤通りの一部及び三中通りから構成する市道C20号線のうち、市内の主要な交通を担う品川通りと桜堤通りを結ぶ地区の生活道路である三中通りの一部であり、調布市無電柱化推進計画で優先整備路線として位置付けられている。  
本道路に隣接して市立杉森小学校、市立第三中学校のほか、公社多摩川住宅などがあり、道路利用者が多い路線であるが、歩道が狭小であることから、無電柱化により通行の安全性の向上を図るために実施する工事である。
- (6) 延長
  - ア 路線延長 231メートル
  - イ 整備延長 406メートル
- (7) 工事項目
  - ア 土木 一式
  - イ 管路工 一式
  - ウ プレキャストボックス 一式
  - エ 仮設工 一式
- (8) 工事進捗状況（令和7年12月末現在） 90%

## 第3 監査の実施期間

令和7年8月25日（月）から令和8年3月13日（金）まで

## 第4 監査の範囲

当該工事に係る計画、設計、積算、契約、施工等について

## 第5 監査の方法

監査に当たっては、調布市監査基準に基づき、設計及び積算が適正かつ合理的、経済的に行われているか、工程、品質、安全等の管理並びに材料、出来高等の検査及び監督が適正に行われているか等を主眼として実施した。

なお、技術調査業務については、特定非営利活動法人地域と行政を支える技術フォーラムに委託し、書類審査、現地調査（令和8年1月15日実施）及びその他必要と認める監査手続を実施した。

## 第6 監査の結果

当該工事については、上記のとおり監査した限りにおいて、予算、法令及び契約に基づき、おおむね適正に施工されているものと認められた。

なお、次のとおり意見を付すので、今後の工事等の参考とされたい。

### (1) 計画について

市では、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」及び「良好な都市景観の創出」を目的に『調布市無電柱化推進計画』を策定し、『調布市道路網計画』と連携して無電柱化の必要な市道を「無電柱化の緊急性が高い市道」として位置付け、無電柱化の計画が具体的に示されており、適切である。

### (2) 設計について

ア 令和4年度までの『調布市基本計画（後期）』を基に『調布市無電柱化推進計画』を着実に反映しており、将来の維持管理を含めて設計を行っていることを確認した。

イ 本工事の発注前に近隣地元の対策を進めていたことは、工事の進捗に良い影響を与えており、適切である。

ウ 特記仕様書に本工事に該当しない項目が複数記載されていたため、今後は工事に必要な項目を整理して記載するよう留意されたい。

### (3) 積算について

ア 工期の設定は、東京都の各工種の積算基準により、作業日当たりの標準作業量に基づいて施工日数を計算式にて算定しており、これに年間の降雨日等を考慮して行っていることは適切である。

イ 積算システムにない単価の決定は適切であり、積算のチェック体制も有効に機能していることを確認した。

### (4) 契約について

入札は制限付き一般競争入札方式で実施され、最終的に2者が参加しており、適切に行われたことを確認した。

### (5) 施工について

ア 一般的な工程管理の方法は、全体工程表、月間工程表（履行報告書を含む。以下同じ。）及び週間工程表を用いて行うが、今後は、全体工程表に計画と実施の進捗を表す出来高グラフを記載するよう留意されたい。また、作成されていなかった月間工程表は、工程管理に大いに役立つことから、作成されたい。

- イ 施工関係書類については、分かりやすく整理されていることを確認した。
- ウ 品質を確保するための立会検査が適切に実施されていることを確認した。
- エ 工事現場において毎日行っている安全管理活動は適切であり、工事件名板、施工体制台帳及び施工体系図が工事現場の分かりやすい箇所に掲示されていることを確認した。
- オ 特殊部の水平分割について、水平に分割しても特殊部の構造が安全であることを確認した。